

# 四国耐震診断評定委員会規程の一部改正について

## (再評定手数料について)

四国耐震診断評定委員会へ評定を依頼される関係者の皆様へ

2011. 8. 16

四国耐震診断評定委員会事務局  
(社) 愛媛県建築士事務所協会

### 1. 規程改正の趣旨

現在、一度評定を行った後、設計変更等で再評定を行う場合の手数料については、委員会規程に規定されておらず、案件毎に評定の難易度や再評定に要する事務量に応じて決定しているが、近年、耐震補強設計の件数の増加に伴い、再評価の依頼が増加し、依頼者等から、適切な再評定手数料の明確化が求められているため、委員会規程に規定することとした。

### 2. 再評定手数料について

四国耐震診断評定委員会で評定済みのものについて、再評定を行う場合は、対象物件の規模・構造、再評定の難易度及び再評定に要する事務量により、以下の通りとする。(別紙参照)

- (Ⅰ) 幹事会で判断が可能な場合：評定手数料×0.3
- (Ⅱ) 評定会の判断が必要な場合：評定手数料×0.4
- (Ⅲ) 新規同等の作業となる場合：評定手数料×1.0 (完全再評定)

- 1) 上記区分の判断は幹事会で行う。(担当幹事で判断はしない。)
- 2) 上記「(Ⅰ)」については、直近の評定会に報告する。
- 3) 上記以外の軽微な場合等については、評定料を含め単位会の判断による。
- 4) 再評定の場合の評定番号は下記の例による。  
(例 変高11-16-01号-01、 枝番号を入れる。)

### 3. 再評定を要しない評定書の再発行手数料について

面積の修正、転記ミスや錯誤による評価証の再交付については、各単位会事務局の判断とする。

### 4. 適用日について

平成23年9月1日申込から適用する。